

税金よもやま話

第
122
回

東京地方税理士会 藤沢支部
小山 善光

参謀顧問としての税理士の活用の仕方



会社を経営すると、税務申告は避けては通れません。そして、会社経営は税金のオンパレードである。法人税、源泉所得税、印紙税、消費税、相続税、固定資産税、償却資産税……。どの税金も、「知りませんでした」、では通らない。そこで、税金の専門家として、「税理士」を会社の顧問につけることとなります。

皆さんはこの税理士をどのように選ばれているのでしょうか？「親父の代からの付き合いでなんとなく」、「知り合いの紹介」、「インターネットで検索した」など様々なきっかけがあると思います。

国家資格の「税理士」になるには、主に3つの方法があります。①税理士試験（5科目）に合格する、②税理士試験の一部を大学院で免除される、③税務署に一定期間勤務する、といった方法があります。

私は、税理士試験で2科目合格し、そのあとは大学院に通い、試験科目を3科目分免除されて税理士になりました。試験組税理士の中には、大学院組税理士を軽んじる人も中にはいます。しかし、税理士試験全科目合格に比べて、自分としては効率的に税理士になれたと思いますし、大学院時代に論文・レポートをたくさん書きましたので、その論文技術は補助金関係の企画書作成に大いに役に立っております。

税理士は、**法律で定められた税に関する唯一の職業専門家**ですが、みなそれぞれ得意分野があります。相続に強い税理士、会社経営に豊富なアドバイスしてくれる税理士、国際税務に強い税理士……

特に、税務署OB税理士は、税務署勤務時代の経験を活かす税理士が多いです。所得税、法人税、消費税、相続税、税務調査の対応に強い税理士など……

税理士を選ぶ際には、どのような経歴で税理士になったのか、そして自身の得意分野などを聞いてみることをお勧めします。

そして、会社の顧問税理士を決めたら、どのような内容で顧問契約をしていますでしょうか？

一番の理想は、毎月会計処理をして、月次試算表にて、会社の経営状態を毎月税理士と一緒に確認する方法です。

毎月巡回顧問契約は、税理士との接触頻度は一番濃密になります。ただし、税理士報酬もこの契約内容が一番高くなります。

税理士と毎月の接触はせず、「年一処理」として決算申告業務だけをする、という方法を選んでいる会社もあるかと思えます。

確かに、年に一回の「決算申告」という最低限のことはこれで済ますことができます。税理士報酬も、毎月接触よりは格段に安くなるでしょう。

しかし、「年一処理」は基本的には、会計年度が終わってからの処理になるため、決算対策などがタイムリーに行うことができません。

消費税の課税選択、簡易課税・本則課税の選択などは、前の事業年度中に行わなければなりません。

「不動産賃貸会社などで売上も経費も毎年ほぼ同じ」、という会社なら年一処理でも構わないかもしれませんが、コロナ禍などで先も見えず、目まぐるしく変わる経済状況に対応するなら毎月契約が絶対にお勧めです。

たとえ税理士報酬がその分上がったとしても、優秀な税理士ならば、それ以上の有益なアドバイスが期待できるはずですよ。

コロナ禍ということもあり、事業復活支援金、事業再構築補助金、雇用調整助成金など様々な補助金制度が目まぐるしく打ち出されております。優秀な税理士ならば、こうした補助金制度の情報も積極的に提示してくれるはずですよ。

事業復活支援金の事前確認は、「**認定経営革新等支援機関**」が行います。多くの税理士がこの認定支援機関に登録しています。

これは、税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を国が**認定経営革新等支援機関**として認定する制度です。

この「**認定経営革新等支援機関**」とともに経営改善計画を作ると補助金が出て、さらに金融機関の借入に関して有利な条件ですすめられる制度もあります。

こうした補助金業務をやらない税理士も中にはいます。顧問契約をする際、税理士に、こうした補助金の対応はどうしているか、認定支援機関に登録しているか、を聞いてみるのも良いかもしれません。

法人会、税務署、商工会議所などの無料相談に行った際に、税理士を頼んでおらず、自分で処理しようとする相談者の方も一定数あります。2年前に1千万円以上の課税売上があるために今年度消費税を納める事業者が、簡易課税の選択をしておらず、その結果、数百万円消費税を多く納めることになった相談を受けました。事後ではどうすることもできません。

せめて事前に税務のプロである税理士に相談してくれていれば、いくらでも対応できました。

補助金などを受給したのは良いが、その分利益が大幅に出たまま決算を迎えてしまい、思わぬ多額の税金を納めることになってびっくりしたという相談者もいました。

これも決算が来る前に相談してくれていれば、「倒産防止共済に加入する」、「適切な保険に加入しておく」、「少額減価償却資産を購入しておく」などの対策が取れていたでしょう。

適切な月次決算をせずに事業活動を行うことは、スピードメーターの無い車で闇雲に突き進む結果になりかねません。優秀で信頼のおける税理士を会社の参謀として活用して、ご自身の事業経営の発展に役立てて頂きたいと思います。